

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第18条の11第1項	特定粉じん発生施設の構造等の改善命令又は施設の使用停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。